

【新型コロナウイルス感染症にかかる健康相談窓口の拡充について】

●市民の感染拡大防止及び不安軽減に努める。

段階	基準	市の健康相談窓口	見直し基準
1	日本国内で感染者が発生	[健康相談窓口] 平日のみ	
2	宮城県内で感染者が発生 ⇒疫学調査で追跡可能 (数名の発生)	健康推進課 各総合支所保健福祉課	
3	宮城県内で感染者が発生 ⇒感染源が不明で 市中感染の疑いあり	[開設時間] 8:30~17:00	
4	石巻圏域 (東松島市・女川町) で 感染者が発生した場合	[健康相談窓口] 平日のみ ・健康推進課 [開設時間] 8:30~19:00 ・各総合支所保健福祉課 [開設時間] 8:30~17:00	石巻圏域での感染拡大 が3週間見られない場合 は一つ段階を下げる。
5	石巻市内で発生した場合 石巻圏域で感染者が多数 発生した場合(蔓延期)	[健康相談窓口] ・健康推進課 [開設時間] (平日) 8:30~19:00 (土日・祝日) 9:00~17:00 ・各総合支所保健福祉課 [開設時間] 平日のみ 8:30~17:00	石巻市内での感染拡大 が3週間見られない場合 は一つ段階を下げる。

※休日※相談体制は概ね3週間単位で状況により検討する。

※夜間・土日・祝日は電話相談に限る。